

1 いじめ防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた子供の内面を生涯に渡り深く傷つける行為であり、子供の健全な成長に大きな影響を及ぼす、人間として決して許されない重大な行為である。全教職員が、いじめはもちろん、はやし立てたり、傍観したりすることも絶対に許されないという姿勢で、どんな些細なことも気につけ、親身になって相談に応じる事が大切である。また、児童一人ひとりを多様な個性をもつかけがえのない存在として尊重する精神のもと、自己肯定感や自己有用感を育ませ、「自分は大切な存在である」という実感をもてるよう徹底・継続した教育が必要であると考えている。

志村坂下小学校は、条例第10条に基づき、全ての児童・教職員がいじめは重大な人権侵害行為であるという認識のもと、互いに認め合い、人間的に成長できる魅力ある学校作りをめざし、ここに「学校いじめ防止基本方針」を定める。

【条例】第10条 学校(保育所を除く。)は、法第13条に基づき、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの未然防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

2 いじめ防止対策委員会

本校では、いじめの防止に関する措置を実効的に行うため、「いじめ防止対策委員会」を設置し、いじめの兆候や懸念、児童からの訴えに対し、組織として対応することとする。

学校いじめ対策委員会は、校長、副校長、生活指導主任、教育相談担当教諭、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラーなどで構成する。なお、内容・案件により、他の必要な教職員(学年主任や各学年生活指導部員等)や学校関係者等の出席も可とするなど、校長が実情に応じて定める。

「学校いじめ対策委員会」の役割

- 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認
- ・每学期行ういじめアンケート等で学校におけるいじめの実態を把握したり、未然防止等への対策を検証したりして、改善策を検討する。
- 教職員への共通理解と意識の啓発
- ・年度当初の職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図る。
- ・生活指導朝会や生活指導部会の中で、日頃から気になる児童、配慮を要する児童を提示し、情報共有に努める。
- 事案への早急な対応
- ・実際にいじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合

は、正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。また、必要に応じて、関係機関等との連携を図る。

○保護者・地域に対する情報の発信、保護者・地域との連携

- ・保護者や地域の方々と連携し、子供を見守る体制づくりに努める。また、学校以外の相談窓口や機関、救済制度等の活用について広く情報を提供する。
- ・ホームページ等を通じ、「いじめ防止基本方針」を保護者、地域に発信する。
- ・保護者会やPTA連絡会等において学校の取り組みや現在の状況を説明するとともに、保護者からの情報提供を踏まえ協議する。

3 いじめ調査委員会

学校でのいじめに関する重大事態について、学校がその調査を行う場合は、前項に示す「いじめ防止対策委員会」を母体として、学校運営連絡協議会委員、PTA役員、学校医などの学校以外の委員を加えるなど、公平性・中立性の確保に努めた構成により「いじめ調査委員会」を設置し、調査を行う。

4 いじめ未然防止のための取組

- ・ 教育活動全体を通じて、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、困難な状況を乗り越える体験場面の設定や社会参加活動の推進を行う。
- ・ 異学年で構成するなかよし学年交流を通し、他者と深く関わる体験を重ね、子供の豊かな情操と道徳心を培い、よりよい人間関係を構築する能力の素地を養う。
- ・ 1年生を迎える会、運動会、坂下まつり、展覧会、音楽会、学芸会、6年生を送る会などの行事に、子供たちが目標や意欲をもって主体的に参加できるよう工夫する。
- ・ 日頃の「いじめをしてはいけない」という気持ちをつくる働きかけとして、全校朝会における校長や生活指導主任の講話を設定する。
- ・ 全校朝会でのよい行いの表彰、「できた、がんばった」ことを認め合う学級の雰囲気づくり、人権教育や道徳の授業を中心とする学習活動を積み重ねることで、一人ひとりを認め励し、自己有用感を高める学年・学級経営を行う。
- ・ 少人数グループで行う協同的な学び合いの場を授業の中で数多く設定することで、学び合い認め合う温かな人間関係を作れるようにする。いじめ加害の背景には、授業や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などを生まないように、自分の進歩・成長を実感したりできる授業づくりに努め、子供一人ひとりが達成感や充実感、新たな探求心をもつことができる、「わかる授業」の実践に取り組む。
- ・ 道徳地区公開講座の機会をとらえ、道徳の授業を保護者や地域の方々に公開する。その際「他の人とのかかわりに関すること」の内容項目を取り上げて指導する。
- ・ 情報モラル教育の中で、子供にSNS等を含むインターネット上の不適切な書き込み等が人権侵害行為であることを指導する。また、セーフティ教室等で外部の専門家を招き、児童にインターネット利用のマナーやモラルについて学習させる。保

護者に対してはフィルタリングの設定やインターネットの利用に関する家庭でのルール作り等を周知徹底する。

- ・ 本校が取り組むいじめ未然防止等について、保護者への理解を促すとともに、関係機関等と定期的に情報交換したり、学校支援地域本部や学校評議員を活用したりするなど、いじめ防止のために家庭・地域が積極的に相互協力できる関係づくりを進める。

5 いじめ早期発見のための取組

- ・ 朝の健康観察及び休み時間や給食の時間の過ごし方、登下校等の様子の観察を綿密に行う。
- ・ 毎学期のアンケート調査や定期的な教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、子供が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。
- ・ 月に1回の生活指導部会や毎週金曜日の生活指導朝会などの時間を活用した情報共有の場を設定する。
- ・ いじめ防止対策委員会を毎学期アンケート実施後に開催し、平素からいじめ未然防止の大切さについての共通理解を図る。
- ・ 各担任及び養護教諭は定期的に懇談や面談を実施し、児童や保護者の声、いじめ等の訴えがあった場合、児童や保護者の思いや不安・悩みを十分受け止める。
- ・ 養護教諭やSCカウンセラーと担任は綿密に情報交換を行い、保健室や教育相談室をよく利用する児童等に気を配る。
- ・ 担任は専科教員と密に連絡を取り合い、専科の授業の際の児童の様子も把握するよう努める。
- ・ 子供がいじめの悩み等を投書できる「麦の子ポストの存在」について校長が全校に呼びかけ、担任以外へも相談できる学校体制をとる。また、いじめ相談電話、いじめ相談メール(区開設予定)等、外部の相談機関も紹介し、児童が相談できる先を増やすことで相談しやすい環境を整備する。
- ・ SCによる面接を、1学期に5年生全員を対象として実施する。また、必要に応じて個別の面接を実施する。

6 いじめの早期対応のための取組

- ・ いじめの事実を認識した場合や、いじめの疑いを把握した際には、速やかに管理職と生活指導主任に報告、適切なメンバー構成を検討し「いじめ対応チーム」を作る。(担任一人が対応することのないようにする。)そのチームが中心となり、情報の収集と記録、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた取組を行うとともに、生活指導朝会等で報告を行い、情報の共有を図る。必要に応じて臨時の「いじめ防止対策委員会」を開くとともに、常に関係諸機関との連携も視野に入れて対応する。

① 被害児童への対応及び支援

- ・ いじめを認知した場合、直ちにいじめを受けた子供やいじめを知らせに来た子供の安全を確保する。「あなたを学校全体で守る」という学校全体の意思の伝達を行う。
- ・ 何より本人の訴えに寄り添い、本気になって傾聴するとともに、良い点を認め励まし、自信を与える。
- ・ 「いじめられる側にも問題がある」という認識を捨て去り、「いじめられる側は悪くない」という認識を徹底・共通理解する。学級において担任が被害児童の味方であることを明言する。養護教諭やSCとの連携による安心できる場(校長室、保健室、教育相談室、主事室等)の確保をしていく。
- ・ 「いつから、何を、誰に、どの程度」の確認と詳細な記録を行う。周囲の児童、関係教職員を含めた事実確認を速やかに行う。

② 被害児童保護者への対応・支援

※ 教師と保護者のいじめに対する基本的認識のズレが問題を複雑にすることを常に念頭に置いて対応する。

- ・ いじめの事実を正確に伝え、学校全体を上げていじめられている子を守るという姿勢を示すとともに、保護者と力を合わせて解決に向け力を注ぐ。
- ・ 『いじめは重大な人権侵害である』との認識に欠ける発言、児童の理解不足、感性の乏しさを問われる発言、『被害者保護優先』を無視した発言・自己防衛的な発言、被害者の『痛み』に共感を示さない発言・具体性のない発言は絶対にしない。
- ・ 家庭との連絡を密接にとる。被害・加害両方の児童保護者への事実を基にした速やかな連絡、状況の定期的かつ細やかな報告、状況に応じて保護者(同士を含む)との話し合いの場を設定し、早期解決を図る。

③ 加害児童への措置

- ・ いじめの事実についてははっきりと確認がとれるまでは頭ごなしに決め付けることはしない。また、不満・不安等の訴えを十分に聴く受容的な態度を取り、児童との信頼関係の構築に努める。
- ・ いじめられる子のつらさに気付かせる働きかけを行い、内省させる。ただし、その際、いじめている子もつらい立場にいるかもしれないという配慮を忘れないようにする。
- ・ 速やかな事実確認と保護者への連絡を行い、加害児童がしてはならないことの明確化、校長を含めた複数の教員での対応、親子での話をする場の設定及び保護者の責務について確認する場を設ける。
- ・ 事前に加害児童の保護者へ謝罪内容等の確認を行い、被害児童が納得できる話となるような謝罪の場を設定する。また、謝罪後の様子の観察と定期的なSCとの面談を行う。
- ・ いじめが止まない場合、加害児童を被害児童から遠ざける体制の確立、取り出し(別室)指導の場の確保と取り出した際の指導体制を確立する。
- ・ なおも他の児童の心身の安全が保障されないなどのおそれがある場合については、いじめ対策委員会と生活指導部が連携し、出席停止等の措置を検討する。

④ 加害児童保護者への対応

※ 保護者の協力を得ることが最も優先する目的であることを認識し対応する。

- ・ 加害児童の人格否定や憶測・うわさ話等は言わないなど事実だけをきちんと伝える。
- ・ 保護者の心情(怒り、情けなさ、自責の念、今後への不安等)を理解して、共感的に考えるという姿勢を示す。
- ・ 具体的な助言を与え、子供の立ち直りや人間関係の改善を目指して協力してもらう。
- ・ 被害・加害両方の児童保護者への事実を基にした速やかな連絡、状況の定期的かつ細やかな報告、状況に応じて保護者(同士を含む)との話し合いの場を設定し、早期解決を図る。

7 校内相談体制

- ・ いじめ防止対策委員会を核とし、学校全体で基本方針を共有して取り組む。役割分担を明確にし、迅速で組織的な対応ができるようにする。
- ・ 被害児童の安全確保及び心のケアを図るとともに、加害児童の継続的な指導・観察を行い、再発防止を徹底する。また、加害児童の保護者に対しても満足な支援が必要となる場合には、養護教諭やSC等によるカウンセリングを行う。
- ・ 「少しでも気になる児童の様子はすぐに報告」の学校体制とシステムを構築し、管理職への確実な報告が可能な体制及びSCとの情報共有の場を設定する。
- ・ 個々のケースについての情報共有及び教職員一人ひとりの関わり方を確認し、聞き取った事実の共通理解、ケースごとの具体的手だて及び教職員の対応についての協議、関係児童への声かけを行う。
- ・ 日々の児童観察に使用するチェックリストの項目の設定、危機レベルの設定と学校全体の動きが分かる資料を作成する。

8 校内研修

- ・ 「いじめはどの子供にも、どの学校にも起こり得る問題である」という基本認識に立ち、すべての教職員が子供としっかり向き合い、いじめの未然防止等に取り組める資質能力を身に付けられるよう、ふれあい月間を含め各学期に1回の研修を行う。
- ・ アンガーマネジメント研修など、東京都及び板橋区主催のいじめ防止のための研修会へ主幹教諭又は主任教諭を積極的に参加させ、校内研修の講師として各教員に広める。
- ・ SCを交えたケース会議や情報交換会を定期的 to 実施し、子供の人間関係を継続的に注視していく資質を養う。

9 いじめ防止等に係る年間計画

	児童の活動（学年）	教職員の動き	保護者・地域	定期委員会
4月	・一年生を迎える会	・基本方針確認 ・相談室、SC紹介	・保護者会（方針） ・個人面談 ・ICS協議会①	対策委員会 （基本方針の確認）
5	・SC面談（5年） ・道徳授業（いじめ防止）	・教員自己申告 ・校内研修「いじめチェックリストの活用」	・PTA総会（書面）	
6	・ふれあい月間① ・体カテスト（なかよし学年） ・移動教室（6年）	・校長講話 ・学びのエリア別研修	・ICS協議会②	
7	・セーフティ教室「SNSとの付き合い方」		・ICS協議会③（熟議） →PTA夏祭り	対策委員会 （アンケート集約・対応）
8	・夏季休業明けに向けた不安等に関するアンケート	・学びのエリア別研修		
9	・交流遠足（1・2年）	・基本方針再確認 ・校内研修「アンガーマネジメント」		
10	・移動教室（5年） ・道徳授業（いじめ防止）	・教員自己申告	・ICS協議会④	
11	・ふれあい月間②	・校長講話 ・学びのエリア別研修		
12	・もちつき大会	・校内研修「いじめ防止教育プログラムの活用」	・個人面談 ・学校評価	対策委員会 （アンケート集約・対応）
1	・道徳授業地区公開講座（道徳授業いじめ防止）	・校内研修「教員の意識点検」	・ICS学校評価	
2	・ふれあい月間③	・校長講話 ・教員自己申告	・ICS協議会⑤	
3	・六年生を送る会	・基本方針改善		対策委員会 （アンケート集約・対応）
通年	・主体的な学習や、協働学習の導入 ・道徳教育 ・体験的な活動 ・あいさつ運動	・生活指導夕会 ・対策委員会 ・健康観察 ・SCとの連携	・土曜授業プラン ・PTA活動 ・図書ボランティア ・みどりんサポーターズ	

※いじめが発生した場合の対応については、関係する教職員で共通理解を図りながら、対応していく。

※感染症の状況等によって、内容を変更することもある。

10 いじめによる重大事態等への対処

- いじめにより重大事態が発生したと認知した時は、次の対処を行う。
 - 板橋区教育委員会に速やかに報告する。特に、生命又は身体の安全が脅やかされるような場合には、直ちに警察にも通報する。
 - いじめ調査委員会の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、板橋区教育委員会への調査結果の報告を速やかに行う。
- ネット上でいじめが行われた場合、いじめに係る情報の削除依頼や発信者情報の開示請求について、必要に応じて警察や弁護士に協力を求める。

11 取組に対する検証と見直し

- 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組みについて、PDCAサイクル(PLAN→DO→CHECK→ACTION)で見直し、実効性のある取組となるよう努める。

12 その他

- 学校いじめ防止基本方針の内容は、概要版を4月に保護者へ配布するとともに、ホームページに掲載する。
- 長期休業中の事前・事後指導を行い、学校の目を離れる休業中もいじめ防止に取り組んでいく。